



2019年7月12日

各 位

会 社 名 株式会社文教堂グループホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 協治
(J A S D A Q : コード番号 9 9 7 8)
問 い 合 わ せ 先 財務経理部長 小林 友幸
(T E L : 0 4 4 - 8 1 1 - 0 1 1 8)

事業再生 ADR 手続における第 1 回債権者会議の成立・同意に関するお知らせ

当社および当社子会社である株式会社文教堂（以下合わせて「当社ら」といいます。）は、2019年6月28日付「事業再生 ADR 手続の正式申請及び受理に関するお知らせ」に記載のとおり、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）のもとで事業再生に取り組んでおります。また、当社らは、同日、事業再生 ADR 手続の取扱団体である一般社団法人事業再生実務家協会（以下「事業再生実務家協会」といいます。）との連名で、すべてのお取引金融機関様に対して、「一時停止の通知書」を送付いたしました。

そして、本日、事業再生 ADR 手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関様の出席のもと、同手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議（第 1 回債権者会議）を開催いたしましたところ、同会議は無事成立し、すべてのお取引金融機関様から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得るとともに、一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することにつきご承認をいただきました。

今後は、事業再生 ADR 手続の中で、すべてのお取引金融機関様と協議を進めながら、公平中立な立場にある事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、事業再生計画案の決議のための債権者会議（第 3 回債権者会議）にて、すべてのお取引金融機関様の同意による成立を目指してまいります。

なお、事業再生 ADR 手続に関するスケジュールは、現在のところ、以下のとおり予定しております。ただし、手続きの進捗状況等により、変更される可能性がありますので、あらかじめご留意ください。

2019年8月9日	第2回債権者会議（事業再生計画案の協議）
2019年9月27日	第3回債権者会議（事業再生計画案の決議）

以上